

○ 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令
 新旧対照条文

◎ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号） 抄
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第三章の二 広域化等支援方針（第三十二条の八） 第三章の三～第六章（略） 附則</p> <p>第三章の二 広域化等支援方針</p> <p>第三十二条の八 都道府県は、毎年度、当該都道府県内の市町村のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の当該各号イに掲げる額の見込額が当該年度の当該各号ロに掲げる額の見込額に百分の百十四を乗じて得た額を超えるものであつて、当該各号イに掲げる額の見込額が災害その他の特別の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものについて、その医療に要する費用が著しく多額であるものと認めるものとする。</p> <p>一 前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第三章の二 指定市町村の指定（第三十二条の八） 第三章の三～第六章（略） 附則</p> <p>第三章の二 指定市町村の指定</p> <p>第三十二条の八 令第二十九条の六第一項の指定に係る年度の法第七十条第三項に規定する当該各号イに掲げる額の見込額は、同項各号に掲げる額の区分に応じ、第一号に掲げる額に第三号に掲げる割合を乗じて得た額とし、令第二十九条の六第一項の当該年度の法第七十条第三項に規定する当該各号ロに掲げる額の見込額は、同項各号に掲げる区分に応じ、第二号に掲げる額に第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 当該年度の前々年度の法第七十条第三項に規定する当該各号イに</p>

である場合

イ (1)に掲げる額の合算額から(2)に掲げる額を控除した額

(1) 被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

(2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1) 年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

(2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

二 平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合

イ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額

(1) 前号イ(1)に掲げる額の合算額

(2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額

(1) 前号ロ(1)に掲げる額

掲げる額

二 当該年度の前々年度の法第七十条第三項に規定する当該各号ロに掲げる額

三 法第七十条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度のすべての市町村の同項に規定する当該各号イに掲げる額の合算額の見込額の当該年度の前々年度のすべての市町村の同項に規定する当該各号イに掲げる額の合算額に対する割合として見込まれる割合

2 法第六十八条の二第一項の指定に係る年度の前々年度の四月二日以降において廃置分合があつた場合における当該廃置分合により事務を承継した市町村の令第二十九条の六第一項の指定に係る年度の法第七十条第三項に規定する当該各号イに掲げる額の見込額及び当該年度の同項に規定する当該各号ロに掲げる額の見込額は、前項の規定にかかわらず、当該指定に係る年度の前々年度の当該廃置分合に係る市町村の同条第三項に規定する当該各号イに掲げる額並びに被保険者の数及び年齢階層別の分布状況等を基礎とし、当該廃置分合の合併又は分割の別及び時期等を勘案して厚生労働大臣が別に算定する額とする。

- (2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- 2 前項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額の見込額は、当該年度の前々年度におけるこれらの額を基礎として算定するものとする。
- 3 第一項各号において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 前期高齢被保険者加入割合 当該市町村の被保険者の数に対する当該前期高齢被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）の数の割合
 - 二 平均前期高齢被保険者加入割合 すべての保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第三項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合
 - 三 前期高齢被保険者一人当たり給付額 当該市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額
 - 四 平均一人当たり給付額 すべての市町村の被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額
 - 五 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額 すべての市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

(権限の委任)

第四十四条の二 法第百十八条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一〇六 (略)

2 法第百十八条第二項の規定により、前項各号に規定する地方厚生局長の権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、同項第六号の権限にあつては、地方厚生局長が自ら権限を行うことを妨げない。

(権限の委任)

第四十四条の二 法第百十九条の二第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一〇六 (略)

2 法第百十九条の二第二項の規定により、前項各号に規定する地方厚生局長の権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、同項第六号の権限にあつては、地方厚生局長が自ら権限を行うことを妨げない。

◎ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）抄
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削除）</p>	<p>（算定政令第二条の二第一項第五号の病院の病床数） 第六条の二 算定政令第二条の二第一項第五号の人口十万人当たりの病院の病床数は、次の各号に掲げる数のいずれが多い数とする。 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画に定める同条第二項第十号に規定する区域のうち当該市町村の主たる区域を含むものに所在するすべての病院の同法第七条第二項第四号に規定する療養病床及び同項第五号に規定する一般病床（次号において「療養病床等」という。）の数の総数を当該区域の人口で除して得た数に十万を乗じて得た数 二 当該市町村の区域に所在するすべての病院の療養病床等の数の総数を当該市町村の人口で除して得た数に十万を乗じて得た数 （特別事情により多額となつた給付費総額等の部分の額の算定方法） 第六条の三 算定政令第二条の二第二項第三号イに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、同項第一号イに規定する給付費総額（同条第一項第一号に掲げる事情に係る部分の額及び同項第二号イに規定する被爆者等に係る部分の額を除く。以下この条において「給付費総額」という。）に、すべての市町村の算定政令第二条の二第二項第三号イに規定する療養のうち同号イに規定する合計額が八十</p>

一万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額のすべての市町村の給付費総額の合算額に占める割合として厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

(削除)

第六条の四 算定政令第二条の二第二項第四号イに規定する厚生労働省令で定める率は、十分の七とする。

(削除)

第六条の五 削除

(削除)

(法第七十条第三項第一号ロ及び第二号ロ(2)の額の算定方法)

第六条の六 法第七十条第三項第一号ロ(1)の年齢階層に属する被保険者の数は、当該市町村の当該年度の十一月三十日における年齢階層に属する被保険者の数(以下この項において「年齢階層別被保険者数」という。)に、当該市町村の当該年度の各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数を年齢階層別被保険者数の合計数で除して得た率を乗じて得た数とする。

2 法第七十条第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の被保険者の数は、当該市町村の当該年度の各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数とする。

3 法第七十条第三項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)の前期高齢被保険者加入割合は、当該市町村の当該年度の各月末における前期高齢被保険者(法第七十条第五項第一号に規定する前期高齢被保険者をいう。以下同じ。)の数の合計数を当該市町村の当該年度の各月末における被保険者の数の合計数で除して得た割合とする。

4 被保険者の年齢階層別の分布状況の著しい変動その他の第一項の規定によることが著しく不相当であると認められる事情がある市町村の規

法第七十条第三項第一号ロ(1)の年齢階層に属する被保険者の数は、第一項の規定にかかわらず、当該事情を勘案して厚生労働大臣が別に算定する数とする。

第六条の七 法第六十八条の二第一項の指定を受けた市町村（以下「指定市町村」という。）につき当該指定を受けた日から指定年度の三月三十一日までの間において合併があつた場合における前条の規定の適用については、同条中「当該市町村」とあるのは「当該市町村に係る合併前に法第六十八条の二第一項の指定を受けた市町村の区域であつた地域」とする。

2 指定市町村につき指定年度の四月二日から三月三十一日までの間において分割があつた場合（当該指定市町村が当該分割後存続する場合を除く。）における前条の規定の適用については、同条中「当該市町村」とあるのは「当該市町村の区域である地域」とする。

3 指定市町村につき指定年度の四月二日から三月三十一日までの間において分割があつた場合（当該指定市町村が当該分割後存続する場合に限る。）における当該分割後存続する指定市町村についての前条の規定の適用については、同条第一項中「当該市町村の当該年度の十一月三十日」とあるのは「当該市町村に係る分割前に当該市町村の区域であつた地域の当該年度の十一月三十日」と、「数」とあるのは「数及び当該分割後に当該市町村の区域である地域の当該年度の十一月三十日における当該年齢階層に属する被保険者の数を当該分割に係る分割前後の期間により加重平均した数」とする。

4 指定市町村につき指定年度の四月二日から三月三十一日までの間において分割があつた場合（当該指定市町村が当該分割後存続する場合に限る。）における当該分割により成立した市町村についての前条の

(算定政令第四条の三第一項に規定する合計額の算定方法)

第六条の二 算定政令第四条の三第一項各号に規定する合計額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

- 一 算定政令第四条の三第一項第一号に規定する合計額 当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）において被保険者が属する世帯（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項に定める基準（同令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同令第二十九条の七第五項に定める基準とする。）に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の合計額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の合計額を超えるときは、当該合計額）
- 二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する合計額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯（当該年度の十月二十日までの間に地方税法（昭和二十五年法

規定の適用については、同条第一項中「当該市町村の当該年度の十一月三十日」とあるのは「当該市町村の区域である地域の当該年度の十一月三十日」と、「十二」とあるのは「当該各月の月数」と、「除して得た率」とあるのは「除して得た率に当該年度に占める当該分割に係る分割後の期間の割合を乗じて得た率」とする。

(算定政令第四条の三第一項に規定する合計額の算定方法)

第六条の八 算定政令第四条の三第一項各号に規定する合計額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

- 一 算定政令第四条の三第一項第一号に規定する合計額 当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）において被保険者が属する世帯（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の合計額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の合計額を超えるときは、当該合計額）
- 二 算定政令第四条の三第一項第二号に規定する合計額 当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯（当該年度の十月二十日までの間に地方税法（昭和二十五年法

律第二百二十六号)第七百三条の五に定める基準(同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。)に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の合計額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の合計額を超えるときは、当該合計額)

(特定健康診査等負担金等の額の算定方法)

第六条の三 算定政令第四条の四第二項に規定する特定健康診査等負担対象額は、同項に規定する基準によつて特定健康診査等(法第七十二条の四に規定する特定健康診査等をいう。)を受けた者ごとに算定した特定健康診査等の実施に要した費用の額(高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行つたものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。)とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

(端数計算)

第十七条 第六条の二に規定する減額することとなる額又は減額した額を算定する場合において、その算定した金額に円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

附則

律第二百二十六号)第七百三条の五に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。)に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の合計額(その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の合計額を超えるときは、当該合計額)

(特定健康診査等負担金等の額の算定方法)

第六条の九 算定政令第四条の五第二項に規定する特定健康診査等負担対象額は、同項に規定する基準によつて特定健康診査等(法第七十二条の五第二項に規定する特定健康診査等をいう。)を受けた者ごとに算定した特定健康診査等の実施に要した費用の額(高齢者医療確保法第二十一条第一項の規定により保険者が行つたものとされた高齢者医療確保法第二十条に規定する特定健康診査の全部又は一部の実施に要する費用に相当する額を除く。)とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

(端数計算)

第十七条 第六条の八に規定する減額することとなる額又は減額した額を算定する場合において、その算定した金額に円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

附則

(退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例)
 第三条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村について、第四条から第六条の二までの規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	(略)	(略)	第五条の五及び第六条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六条の二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(退職被保険者等所属市町村の療養給付費等負担金等の特例)
 第三条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村について、第四条から第六条の六から第六条の八までの規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	(略)	(略)	第五条の五及び第六条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第六条の六第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第六条の六第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第六条の六第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第六条の六第四項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第六条の七第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第六条の八	(略)	(略)

(算定政令附則第十五条各号の厚生労働省令で定める算定方法)
 第五条 算定政令附則第十五条各号に掲げる一般被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

(略)	(略)
算定政令附則第十五条第一号の一般被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号に掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第九号に規定する特定同一世帯所属者(以下この条において「特定同一世帯所属者」という。)につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号に規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。)に属する一般被保険者の数
算定政令附則第十五条第一号の一般被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号に掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号に規定する加算した金額を

(算定政令附則第十五条各号の厚生労働省令で定める算定方法)
 第五条 算定政令附則第十五条各号に掲げる一般被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

(略)	(略)
算定政令附則第十五条第一号の一般被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号に掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主及び被保険者につき算定した国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第一号に規定する合算額が同号に規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。)に属する一般被保険者の数
算定政令附則第十五条第一号の一般被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号に掲げる世帯(当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主及び被保険者につき算定した国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第一号に規定する合算額が同号に規定する加算し

算定政令附則第十五条第一号ハの介護納付金賦課被保険者の数	超えないことが明らかになつたものに限る。 （）に属する一般被保険者の数
算定政令附則第十五条第一号ハの介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ロに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令附則第十五条第一号ニの介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ロに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令附則第十五条第二号イの一般被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯
算定政令附則第十五条第一号ハの介護納付金賦課被保険者の数	た金額を超えないことが明らかになつたものに限る。 （）に属する一般被保険者の数
算定政令附則第十五条第一号ハの介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主及び被保険者につき算定した国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第一号に規定する合算額が同号に規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令附則第十五条第一号ニの介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主及び被保険者につき算定した国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第一号に規定する合算額が同号に規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令附則第十五条第二号イの一般被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯

算定政令附則第十五	算定政令附則第十五 条第二号ハの介護納 付金課税被保険者の 数	算定政令附則第十五 条第二号ロの一般被 保険者の数	
当該年度の地方税法施行令第五十六条の八	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八 十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年 度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯 主、被保険者及び特定同一世帯所属者につ き算定した地方税法第七百三条の五に規定 する合算額が同号ロに規定する加算した金 額を超えないことが明らかになつたものに 限る。）に属する介護納付金課税被保険者 の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八 十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年 度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯 主、被保険者及び特定同一世帯所属者につ き算定した地方税法第七百三条の五に規定 する合算額が同号ロに規定する加算した金 額を超えないことが明らかになつたものに 限る。）に属する一般被保険者の数	主、被保険者及び特定同一世帯所属者につ き算定した地方税法第七百三条の五に規定 する合算額が同号ロに規定する加算した金 額を超えないことが明らかになつたものに 限る。）に属する一般被保険者の数
算定政令附則第十五	算定政令附則第十五 条第二号ハの介護納 付金課税被保険者の 数	算定政令附則第十五 条第二号ロの一般被 保険者の数	
当該年度の地方税法施行令第五十六条の八	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八 十九第二項第二号イに掲げる世帯（当該年 度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯 主及び被保険者につき算定した地方税法第 七百三条の五第一項に規定する合算額が同 項に規定する加算した金額を超えないこと が明らかになつたものに限る。）に属する 介護納付金課税被保険者の数	当該年度の地方税法施行令第五十六条の八 十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年 度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯 主及び被保険者につき算定した地方税法第 七百三条の五第一項に規定する合算額が同 項に規定する加算した金額を超えないこと が明らかになつたものに限る。）に属する 一般被保険者の数	主及び被保険者につき算定した地方税法第 七百三条の五第一項に規定する合算額が同 項に規定する加算した金額を超えないこと が明らかになつたものに限る。）に属する 一般被保険者の数

<p>条第二号二の介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>第十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第七百三条の五に規定する合算額が同号ロに規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>
----------------------------	---

（算定政令附則第十六条の二第一項及び第十六条の三の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条 算定政令附則第十六条の二第一項に規定する当該市町村の前期高齢被保険者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額のうち、前年度の一月一日から同年度の三月三十一日までの間に係る額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 前期高齢者納付金がある場合 前年度の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、同年度における当該市町村の前期高齢被保険者に係る算定政令附則第十六条の二第一項に規定する額の合算額（次項において「前期高齢被保険者三十万超合算額」という。）を前期高齢被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、

<p>条第二号二の介護納付金課税被保険者の数</p>	<p>第十九第二項第二号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主及び被保険者につき算定した地方税法第七百三条の五第一項に規定する合算額が同項に規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。）に属する介護納付金課税被保険者の数</p>
----------------------------	---

（算定政令附則第十六条各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条 算定政令附則第十六条第一号に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額のうち、前年度の一月一日から同年度の三月三十一日までの間に係る額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 前期高齢者納付金がある場合 前年度の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、同年度における当該市町村の前期高齢被保険者に係る算定政令附則第十六条第一号に規定する額の合算額（次項において「前期高齢被保険者三十万超合算額」という。）を前期高齢被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送

移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額並びに後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金の納付に要した費用の額に被保険者に占める前期高齢被保険者の割合を乗じて得た額の合計額（以下この条において「前期高齢被保険者保険給付費等額」という。）で除して得た割合（次号において「調整割合」という。）を乗じて得た額に三分の十二を乗じて得た額

二（略）

2 算定政令附則第十六条の二第一項に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額のうち、当該年度の四月一日から同年度の十二月三十一日までの間に係る額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二（略）

3 算定政令附則第十六条の二第二項の規定により同条第一項の規定を讀み替えて適用する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「前期高齢被保険者三十万超合算額」とあるのは「前期高齢被保険者拠出対象額」と、第一項中「附則第十六条の二第一項に規定する額の合算額」とあるのは「附則第十六条の二第二項の規定により讀み替えて適用される同条第一項に規定する乗じて得た額」とする。

4 第一項及び第二項の規定は、算定政令附則第十六条の三に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額について準用する。この場合において、これらの規定中「附則第十六条の二第一項」とあるのは「附則第十六条の三」と、「前期高齢被保険者三十万超合算額」とあるのは「前期高齢被保険者八

費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額並びに後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金の納付に要した費用の額に被保険者に占める前期高齢被保険者の割合を乗じて得た額の合計額（以下この条において「前期高齢被保険者保険給付費等額」という。）で除して得た割合（次号において「調整割合」という。）を乗じて得た額に三分の十二を乗じて得た額

二（略）

2 算定政令附則第十六条第一号に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額のうち、当該年度の四月一日から同年度の十二月三十一日までの間に係る額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二（略）

3 前二項の規定は、算定政令附則第十六条第二号に規定する当該市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額について準用する。この場合において、これらの規定中「附則第十六条第一号」とあるのは「附則第十六条第二号」と、「前期高齢被保険者三十万超合算額」とあるのは「前期高齢被保険者八十万超合算

「十万超合算額」と読み替えるものとする。

(算定政令附則第十九条第一項第一号、第二十条並びに第二十条の二第一号イ及び第二号イの一般被保険者の数)

第七条 算定政令附則第十九条第一項第一号、第二十条並びに第二十条の二第一号イ及び第二号イの一般被保険者の数は、各月末の一般被保険者の数とする。

(算定政令附則第二十条の二第二号ロに定める厚生労働省令で定める算定方法)

第七条の二 算定政令附則第二十条の二第二号ロに規定する各会員市町村の一般被保険者の所得の合計額は、国民健康保険団体連合会(次条において「連合会」という。)の会員である市町村(次項及び次条において「会員市町村」という。)のそれぞれの国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)第五条第一項第一号ロに規定する基礎控除後の総所得金額等の合計額とする。

2 算定政令附則第二十条の二第二号ロに規定する会員市町村の一般被保険者の所得の合計額は、各会員市町村の前項に規定する合計額の合算額とする。

(連合会へ支払うべき額の相殺)

第八条 会員市町村が法第四十五条第五項の規定により連合会に対して療養の給付に関する費用の支払に関する事務を委託している場合において、保険医療機関等からの療養の給付に関する費用の請求に対する支払に充てるための費用として連合会に支払うべき額があるときは、

「額」と読み替えるものとする。

(算定政令附則第十九条第一項第二号及び第二十条の一般被保険者の数)

第七条 算定政令附則第十九条第一項第二号及び第二十条の一般被保険者の数は、各月末の一般被保険者の数とする。

(新設)

(連合会へ支払うべき額の相殺)

第八条 国民健康保険団体連合会(以下この条において「連合会」という。)の会員である市町村(以下この条において「会員市町村」という。)が法第四十五条第五項の規定により連合会に対して療養の給付に関する費用の支払に関する事務を委託している場合において、保険

当該会員市町村は、連合会との契約により、各年度毎に、当該支払うべき額及び当該年度の法附則第二十六条第一項各号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の額と当該年度の同条第一項の規定による交付金の額とを相殺することができる。

医療機関等からの療養の給付に関する費用の請求に対する支払に充てるための費用として連合会に支払うべき額があるときは、当該会員市町村は、連合会との契約により、各年度毎に、当該支払うべき額及び当該年度の法附則第二十六条第一項各号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の額と当該年度の同条第一項の規定による交付金の額とを相殺することができる。

◎ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号） 抄
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調整対象需要額の算定方法）</p> <p>第四条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除して得た額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる額から当該年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項に規定する基礎課税額を含む。）に係る額に限る。以下この号において「基礎賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額を控除した額の百分の四十一に相当する額</p> <p>ハ 当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額の合算額</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>8 第六条第四号から第九号までに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される市町村に係る調整対象需要額は、前各項の</p>	<p>（調整対象需要額の算定方法）</p> <p>第四条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除して得た額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる額から前々年度の法第七十条第三項に規定する基準超過費用額（以下この号において「基準超過費用額」という。）及び当該年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）第二十九条の七第一項に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第二項に規定する基礎課税額を含む。）に係る額に限る。以下この号において「基礎賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額を控除した額の百分の四十一に相当する額</p> <p>ハ 前々年度の基準超過費用額及び当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額の合算額</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>8 第六条第三号から第八号までに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される市町村に係る調整対象需要額は、前各項の</p>

規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該各号に掲げる額を控除した額とする。

(特別調整交付金の額)

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の

二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下この号において「特例対象被保険者等」という。）の保険料を施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準に従い減額する場合

次に掲げる額の合算額

イ 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下この号において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦

規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該各号に掲げる額を控除した額とする。

(特別調整交付金の額)

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

課された被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額及び同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

ロ 当該市町村において当該年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者の総数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額及び同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の九を乗じて得た額

三十一 (略)

(調整交付金の額の算定等に関する特例)

第七条 (略)

二十 (略)

(調整交付金の額の算定等に関する特例)

第七条 (略)

2 (略)

3 当該市町村の属する都道府県において、当該都道府県が定める広域化等支援方針において法第六十八条の二第二項第四号に掲げる事項として保険料の納付状況の改善に関して必要な措置を定めていると厚生労働大臣が認める場合には、当該市町村については、前二項の規定は、適用しない。

4 (略)

附則

(退職被保険者等所属市町村の調整交付金の特例)

第二条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（次条において「退職被保険者等所属市町村」という。）について、第四条から第七条までの規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項 第一号	
(略)	(略)
合算額（	合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（次号において「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（
第七十二	附則第九条第一項の規定により読み

2 (略)

3 (略)

附則

(退職被保険者等所属市町村の調整交付金の特例)

第二条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（次条において「退職被保険者等所属市町村」という。）について、第四条から第七条までの規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項 第一号	
(略)	(略)
合算額（	合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（次号において「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（
第七十	附則第九条第一項の規定により読み

	(略)	第四条第一項 第三号	条の三第 一項	(略)	(略)	繰入金に 相当する 額	替えられた法第七十二条の三第一項	(略)	(略)	繰入金及び当該年度に納付すべき法 附則第七条第一項に規定する退職被 保険者等（以下「退職被保険者等」 という。）に係る保険料（地方税法 の規定による国民健康保険税を含む 。以下この号において同じ。）の賦 課額のうち介護納付金賦課額として 賦課された額を施行令第二十九条の 七第五項又は地方税法第七百三条の 五に定める基準（施行令第二十九条 の七の二第二項又は同法第七百三条 の五の二第二項に規定する特例対象 被保険者等の保険料を減額する場合 においては、施行令第二十九条の七 の二第一項の規定により読み替えら れた施行令第二十九条の七第五項又
--	-----	---------------	------------	-----	-----	-------------------	------------------	-----	-----	--

	(略)	第四条第一項 第三号	第三項 第七十二 条の三第 一項	(略)	(略)	繰入金に 相当する 額	替えられた法第七十条第三項 附則第九条第一項の規定により読み 替えられた法第七十二条の三第一項	(略)	(略)	繰入金及び当該年度に納付すべき法 附則第七条第一項に規定する退職被 保険者等（以下「退職被保険者等」 という。）に係る保険料（地方税法 の規定による国民健康保険税を含む 。の賦課額のうち介護納付金賦課 額として賦課された額を施行令第二 十九条の七第五項又は地方税法施行 令（昭和二十五年政令第二百四十五 号）第五十六条の八十九に規定する 基準に従い減額するものとした場合 に減額することとなる額に相当する 額の合算額
--	-----	---------------	---------------------------	-----	-----	-------------------	---	-----	-----	--

					第六條第二号	第六條第一号	(略)	
保険者の	介護納付金賦課被	特例対象者	被保険者(被保険者	に	被保険者に	(略)	
険者に限る。)	介護納付金賦課被保険者(一般被保	一般特例対象者	一般被保険者)	における一般被保険者		一般被保険者に	(略)	は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。)に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額

					第六條第一号	(略)	
					(略)	(略)	
					(略)	(略)	

第六条第三号	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における調整対象需要額の算定方法の特例)

第四条 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度において、第四条の規定を適用する場合には、この規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項 第一号イ	額並びに	額、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下この条において「算定政令」という。）附則第十九条第一項第一号に掲げる額（法附則第二十六条第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令附則第二十条の第二一号イ又は第二号イに掲げる額）並びに
掲げる額		
掲げる額		掲げる額（算定政令附則第十九条第

第六条第二号	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(平成二十年度及び平成二十一年度における調整対象需要額の算定方法の特例)

第四条 平成二十年度及び平成二十一年度において、第四条の規定を適用する場合には、この規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項 第一号イ	額並びに	額、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下この条において「算定政令」という。）附則第十九条第一項第二号に掲げる額並びに
掲げる額		
掲げる額		掲げる額（算定政令附則第十九条第

第一号ロ			第一号ハ	第四條第一項 相当する額	(略)	(略)	(略)	第一号ロ 一項第一号に掲げる額（法附則第二十六條第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあつては、算定政令附則第二十条の二第一号イ又は第二号イに掲げる額）を除く。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	相当する額及び算定政令附則第十六條の二第一項に規定する保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の二分の一に相当する額及び算定政令附則第十八條に規定する標準高額医療費共同事業拠出金の額の二分の一に相当する額

(平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額の算定の額に関する特例に係る調整対象需要額の算定方法の特例)
 第五條 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度の調整対象需要額については、第四條第八項中「第六條第四号から第九号まで」とあ

第一号ロ			第一号ハ	第四條第一項 及び当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額	(略)	(略)	(略)	第一号ロ 一項第二号に掲げる額を除く。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	並びに当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に相当する額及び算定政令附則第十六條第一号に規定する保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の二分の一に相当する額及び算定政令附則第十八條に規定する標準高額医療費共同事業拠出金の額の二分の一に相当する額

(平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額の算定の額に関する特例に係る調整対象需要額の算定方法の特例)
 第五條 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度の調整対象需要額については、第四條第八項中「第六條第三号から第八号まで」とあ

るのは「第六条第四号から第九号まで及び附則第八条」と、「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該特別調整交付金の額」と読み替えるものとする。

（平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における特別調整交付金の算定に関する特例）

第七条の二 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第六条第二号の規定の適用については、同号中「第七十二条の第三項」とあるのは「第七十二条の第三項及び附則第二十四条第一項」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

（平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額の算定に関する特例）

第八条 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額は、第六条及び附則第七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（第六条第六号及び第七号並びに附則第七条第二号に係る特別調整交付金の交付の実績並びに平成五年度以降の合併等を勘案して別に定める基準に該当する場合にあつては、当該基準により算定した額を加算又は控除した額）とする。ただし、当該控除した額が零を下回ることとなつたときは、その下回ることとなつた部分の金額を普通調整交付金の額から控除するものとする。

一・二 （略）

るのは「第六条第三号から第八号まで及び附則第八条」と、「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該特別調整交付金の額」と読み替えるものとする。

（新設）

（平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額の算定に関する特例）

第八条 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度における特別調整交付金の額は、第六条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（第六条第五号及び第六号並びに附則第七条第二号に係る特別調整交付金の交付の実績並びに平成五年度以降の合併等を勘案して別に定める基準に該当する場合にあつては、当該基準により算定した額を加算又は控除した額）とする。ただし、当該控除した額が零を下回ることとなつたときは、その下回ることとなつた部分の金額を普通調整交付金の額から控除するものとする。

一・二 （略）

◎ 旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号） 抄
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職被保険者等所属市町村における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法）</p> <p>第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）附則第七条第三項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）が前々年度の確定調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）を超える退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下この条において同じ。）においては、その超える額に高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百四十号）第三条に規定する前期高齢者交付算定率（以下この条及び第十八条の二において「前期高齢者交付算定率」という。）を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額の額に満たない退職被保険者等所属市町村においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。</p>	<p>（新設）</p>

(退職被保険者等加入割合の算定方法)

第一条の二 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出金の額に乗ずる退職被保険者等加入割合は、各市町村の当該年度における退職被保険者等(法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)の見込数を当該年度の当該年度における被保険者の見込数で除して得た率(その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。)とする。

2 (略)

第一条の三・第一条の四 (略)

(特定健康保険組合における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法)

第十八条の二 法附則第二十一条第五項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額を超える特定健康保険組合(法附則第二十一条第二項に規定する特定健康保険組合をいう。以下この条において同じ。)においては、その超える額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額の額に満たない特定健康保険組合においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

(退職被保険者等加入割合の算定方法)

第一条 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出金の額に乗ずる退職被保険者等加入割合は、各市町村の当該年度における退職被保険者等(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)の見込数を当該年度の当該年度における被保険者の見込数で除して得た率(その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。)とする。

2 (略)

第一条の二・第一条の三 (略)

(新設)

◎ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号） 抄
 （第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 第一条（略）</p> <p>第一条の二 令附則第九条の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 当該各事業年度の前事業年度末における法第七条の三十一第二項ただし書の規定による短期借入金^の借換えの予定額</p> <p>二 当該各事業年度における当該各事業年度の前事業年度に属する収入の見込額（介護納付金に係るものを除く。）と支出の見込額（介護納付金に係るものを除く。）との差額</p> <p>第二条（略）</p>	<p>附則 第一条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二条（略）</p>

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）抄
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （公示） 第五条（略）</p> <p>（市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例）</p> <p>第五条の二 当分の間、第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。</p> <p>（平成二十年度から平成二十五年度までの間の基金事業交付金及び基金事業貸付金の額並びに基金事業対象収入額の算定の特例）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>附則 （公示） 第五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（平成二十年度から平成二十五年度までの間の基金事業交付金及び基金事業貸付金の額並びに基金事業対象収入額の算定の特例）</p> <p>第六条（略）</p>

◎ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号） 抄
 （第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則			
（被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置）			
第十五条 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保 険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。次項及び第三項に おいて「被用者保険等保険者拠出金」という。）の額等の算定等につ いては、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保 険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」と いう。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の 表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第十五条 国民健康保険法附則第七条第三項に規定する被用者保険等保 険者に係る拠出金（同法附則第十条第一項に規定する拠出金をいう。 次項及び第三項において「被用者保険等保険者拠出金」という。）の 額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保 険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「 旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場 合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
<p>第一条の二 第一項</p> <p>国民健康保険の国庫負担 金及び被用者保険等保 険者拠出金等の算定等 に関する政令（昭和三十 四年政令第四十一号。以 下「算定政令」という。） 第二条第二項第一号に掲 げる負担調整前概算医療 費</p>	<p>法附則第七条第一項第二 号に規定する退職被保 険者等所属割合（以下「退 職被保険者等所属割合」 という。）のうち、高 齢者の医療の確保に関 する法律の規定による概 算調整対象基準額又は同</p>	<p>第一条第一 項</p> <p>国民健康保険の国庫負担 金及び被用者保険等保 険者拠出金等の算定等 に関する政令（昭和三十 四年政令第四十一号。以 下「算定政令」という。） 第二条第二項第一号に掲 げる負担調整前概算医療 費</p>	<p>国民健康保険法（昭和三十 三年法律第九十二号 。以下「法」という。） 附則第七条第一項第二号 に規定する退職被保 険者等所属割合（以下「退 職被保険者等所属割合」 と いう。）のうち、高齢</p>

第二条	第一条の三 第二項及び 第三項並び に第一条の 四	第一条の三 第一項	第一条の二 第二項		
第八十一条の二第一項	(略)	(略)	(略)	法第七十条第一項第二号	拠出金の額
附則第十条第三項	(略)	(略)	(略)	同項	の規定による概算後期高 齢者支援金

第二条	第一条の二 第二項及び 第三項並び に第一条の 三	第一条の二 第一項	第一条第二 項		
第八十一条の二第一項	(略)	(略)	(略)	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)以下「法」という。第七十条第一項第二号	拠出金の額
附則第七条第四項	(略)	(略)	(略)	法附則第七条第一項	者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による概算調整対象基準額又は同法の規定による概算後期高齢者支援金

		第十六条				第十五条		(略)	
		法附則第十項		附則第七條		(略)		(略)	
規定する健康保険の被保険者		規定する健康保険の被保険者		附則第二十一條第二項		(略)		(略)	
規定する健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）		同条第六項		附則第二十一條第二項		(略)		(略)	
						老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）第五十九條		(略)	
						高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第二十二條		(略)	

		第十六条				第十五条		(略)	
		法附則第十項		附則第七條		(略)		(略)	
規定する健康保険の被保険者		規定する健康保険の被保険者		附則第二十一條第一項		(略)		(略)	
規定する健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。）		同条第五項		附則第二十一條第一項		(略)		(略)	
						老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）第五十九條		(略)	
						高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第二十二條		(略)	

第十七条					
法附則第十項	(略)	(略)	特例退職加入者	特例退職組合員	同一の世帯
同条第六項	(略)	(略)	特例退職加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）	特例退職組合員（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）	六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるもの又は同一の世帯

第十七条					
法附則第十項	(略)	(略)	特例退職加入者	特例退職組合員	同一の世帯
同条第五項	(略)	(略)	特例退職加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。）	特例退職組合員（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。）	六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるもの又は同一の世帯

2 ・ 3 (略)	(略)	附則第二条	(略)	第十八条	
	(略)	同一の世帯	(略)	法附則第十項	(略)
	(略)	六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるもの又は同一の世帯	(略)	同条第六項	(略)

2 ・ 3 (略)	(略)	附則第二条	(略)	第十八条	
	(略)	同一の世帯	(略)	法附則第十項	(略)
	(略)	六十五歳に達する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後であるもの又は同一の世帯	(略)	同条第五項	(略)

◎ 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十号）
 （第八条関係）

抄
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第六条 （略）</p> <p>（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第二条第十五号の収入等見込額相当率の算定）</p> <p>第六条の二 経過措置期間適用月が三月以外の場合における改正政令附則第二条第十五号の収入等見込額相当率については、一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を令第四十五条の三第一号に掲げる額と、都道府県単位保険料率を収入等見込額相当率とみなして、同条の規定の例により算定するものとする。</p> <p>（端数処理に関する経過措置）</p> <p>第七条 改正政令附則第七条の規定に基づき都道府県単位保険料率（健康保険法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。以下同じ。）を算定する場合において、その率に千分の〇・〇五未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、千分の〇・〇五以</p>	<p>附 則 第六条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（端数処理に関する経過措置）</p> <p>第七条 改正政令附則第五条又は第七条の規定に基づき都道府県単位保険料率（健康保険法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。以下同じ。）を算定する場合において、その率に千分の〇・〇五未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、千分の</p>

上千分の〇・一未満の端数が生じたときは、これを千分の〇・一に切り上げた率とする。この場合において、この省令による改正後の健康保険法施行規則（以下「改正省令」という。）第百三十五条の三の規定は、適用しない。

（協会が定める額の算定に関する経過措置等）

第八条 （略）

2 平成三十一年度までの事業年度における算定については、改正省令第百三十五条の七第一号イ中「法第六十条第四項の規定」とあるのは、「法第六十条第四項の規定及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条の規定」と読み替えるものとする。

（削除）

〇・〇五以上千分の〇・一未満の端数が生じたときは、これを千分の〇・一に切り上げた率とする。この場合において、この省令による改正後の健康保険法施行規則（以下「改正省令」という。）第百三十五条の三の規定は、適用しない。

（協会が定める額の算定に関する経過措置等）

第八条 （略）

2 平成二十七年までの事業年度における算定については、改正省令第百三十五条の七第一号イ中「法第六十条第四項の規定」とあるのは、「法第六十条第四項の規定及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条の規定」と読み替えるものとする。

（任意継続被保険者の保険料の前納に関する経過措置）

第九条 全国健康保険協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に係る保険料の額の引上げが行われることとなった場合においては、改正省令第百三十九条第二項中「十日」とあるのは、「翌月十日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

